

「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）」に係る市民説明会 摘録

日 時 平成27年3月15日（日）午前10時から正午
場 所 ハートピア京都 大会議室

【司会】

この度は、京都市主催の「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）」に係る市民説明会にお越しいただき、誠にありがとうございます。この市民説明会は、現在、京都市で審議されている条例案の内容について、京都市から改めて趣旨を説明させていただくとともに、さらに理解を深められるよう、パブリックコメントなどで寄せられた疑問点などについて、パネリストの皆様に討議していただきます。また、会場の皆様からの御意見などを伺いしたいと思っております。

なお、司会者が許可する以外の発言や、その他、説明会の進行を妨げる行為については御遠慮いただきましょう、お願い申し上げます。

また、主催者側の指示に従わない場合は退席をお願いしておりますので、あらかじめ御了承くださいませ。

資料に添付しております注意事項を御覧いただき、円滑な進行に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、開演に先立ちまして、事務局からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

【事務局】

本日は御参加いただき、誠にありがとうございます。

本市では、人にも動物にも心地よいまちづくりに取り組んでおります。本日御説明いたします条例（案）につきましては、昨年12月15日から今年1月14日までパブリックコメントを実施しましたところ、全国から3,005通と、多くの御意見をいただきました。パブリックコメントの内容につきましては、野良猫への給餌に関するものが多く、反対意見の中には、野良猫への給餌が罰則つきで一律に禁止されるとの誤解による御意見も多く寄せられておりましたことから、本市ではホームページにおいて、本条例の趣旨は、野良猫への給餌は他人に迷惑のかけない、ルールを守って行うことであることを周知に努めてまいりました。しかし、なお、市の条例（案）につきまして、適切な給餌を行っている者まで一律に非難されないか、適切な給餌の基準は示されるのかなどといった御意見も寄せられているところでございます。こうしたことから、現在開会中の2月市会で御審議いただいておりますこの条例（案）の内容を、市民の皆様に説明し、より一層御理解いただくため、本日の説明会を開催させていただいたところでございます。

本日は、条例（案）の説明のほか、先ほど司会の方から御案内がありましたとおり、パブコメ等で寄せられている疑問について、パネリストの方を交えた討議や、会場からの御意見等の聴取も予定しております。

結びになりますが、本日の説明会が御参加いただいている皆様の御協力で有意義なものになりますこと、また本年4月には府市協調で整備を進めてまいりました京都動物愛護センターが竣工いたします。今後とも人と動物が共生し、ともに心地よく過ごすことができるまちづくりを進めてまいることをお誓い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願ひいたします。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、市民説明会の内容に移らせていただきます。まずは、「(1) 京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）の概要について」です。ここでは、条例（案）の概要について、京都市から御説明させていただきます。

【事務局】

お手元に配付しております資料1、このA4横長のカラー印刷の資料に基づきまして、京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）について、御説明をしてまいります。

まず、表紙をおめくりいただきまして、条例制定の背景でございます。本市では、昨年12月12日に、人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会の具体的な姿を示し、今後の動物愛護行政のよりどころとなる京都動物愛護憲章を全国で初めて、府市協調により制定をいたしました。皆さんのお手元に参考配付資料として、この緑色の愛護憲章のリーフレットをお配りしております。この憲章は、人が動物を通じて他人に迷惑をかけないと考え方立ち、動物との正しいかかわりを考えましょう、人にも動物にも心地よいまちをつくりましょうなどの5つの項目と15の具体的な取組例を掲げ、飼い主のマナー向上などに積極的に取り組んでいくこととしています。

一方、犬、猫などのふん尿被害については、市民の方からの苦情や相談が後を絶たず、議会のほうからも対策を求める御意見があつたことから、平成25年12月に府内プロジェクトチームを設置して、検討を進めてまいりました。その結果、既存の法令では規制の具体性に乏しく、罰則もないことから、ふん尿被害の主な原因となっている一部のマナー意識の低い飼い主などに対する抑止力として十分に機能しない、そのため罰則等の実効性のある措置を定めた条例が必要という結論に達しました。

そこで、人と動物の共生のまちづくりに向けて、動物に関わる全ての人が高いモラルと責任を持って行動をしていただけるように、人と動物の共生の理念を謳う動物愛護憲章、これに加えて、ふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象の発生を防止するための規範として、新たな条例を定めることとしたものでございます。

次のページには、犬、猫等のふん尿被害など、迷惑事象による被害状況をお示ししております。平成22年度から25年度の平均でございますけれども、犬、猫を合わせた苦情件数は年間約1,800件。うち、ふん尿被害が約900件と、半数を占めている状態でございます。

飼い主さんへの聞き取り、あるいは苦情の内容から、まず犬についてでございますけれども、ほとんどの飼い主が散歩時のふんは回収しており、ひと握りのマナー違反者がふん尿被害の原因となっている。これにどう対応していくかが、課題となっています。

また、猫のふん尿被害については、自宅の庭などに排泄をしていくといったものがほとんどでございまして、飼い猫の放し飼いや、餌やりで野良猫が集まることがその原因として対策を求める声がたくさんあります。

そのほかの動物では、鳩のふんによる被害を訴える声が多く、やはり餌となるものを与えることが問題とされています。

このような被害の状況を踏まえて、本条例の内容を検討してまいりました。

4ページでございますけれども、今回の条例の概要を記載しております。御覧のとおり、全4章16条からなる条例となっております。

次に、この条文ごとに説明をさせていただきます。

まず5ページ。条例の目的でございます。第1条に本条例の目的を定めています。下に参考として、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動愛法、それから京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例、これを並べて書かせていただきました。色がちょっと変えてありますので、その部分を見比べていただくとお分かりかと思いますけれども、動愛法の第1条、それから府条例の第1条、本条例のいずれも動物の適正な取り扱い、これについて定めていこうということ、また、動物による人の財産などへの侵害、すなわち迷惑事象の防止、生活環境の保全、そして人と動物の共生する社会の実現、これをいずれも目的としているということでございます。

それから、ここに動愛法の第9条を掲載しておりますけれども、市町村など、地方公共団体は、動物が人に迷惑を及ぼすことのないように条例を定めて、必要な措置をとることができると記載をされております。このように、本条例は動愛法をはじめとする動物愛護の法体系にしっかりと整合を保ったものになっております。

次のページでございますけれども、条例に出てくる活動主体についての規定でございます。本条例は3つの活動主体を想定しております。1つは、我々、京都市。そして、もう一つは動物の所有者又は占有者、すなわち飼い主です。また、観光客なども含めた市民。以上の三者が活動主体として登場いたします。

条文では所有者等としていますけれども、飼い主については、第3条で人に迷惑を及ぼすことのないよう、正しい飼い方をすること、また、市民の皆さんについては、第5条で同じく人に迷惑を及ぼすことのないよう、動物を正しく取り扱うことを求めております。

また、第4条、本市の責務として、正しい飼い方などの指導や啓発、公共の場所におけるふん尿被害を防止する取組、あるいは、まちねこ活動の支援などをを行うこととしております。

本市、飼い主、市民の三者は、人と動物の共生する社会の実現に向けて相互に協力するものとしております。

次のページになりますけれども、この7ページからは、条例において、まず、飼い主が具体的に行うべきこと、これを列挙しております。

第7条は、多頭飼育の届け出でございます。多くの犬、猫を飼っていると、鳴き声、あるいは臭いなど、周辺の生活環境に与える影響が大きくなること、また、頭数が増え過ぎますと、世話ができなくなってしまう、犬、猫が劣悪な環境下に置かれるという、いわゆる虐待につながりやすいことなどから、飼い主にあらかじめ注意を促すとともに、正しい飼い方についての情報提供を行えるように届け出をしてもらうことといたしました。

犬なら5頭以上、猫ならば10頭以上、犬猫を合わせて10頭以上を飼うようになったときは、その日から30日以内に届け出をしていただくということにし、届け出をしないときなどには、1万円以下の過料となっております。過料といいますのは、交通違反の反則金のようなものでございます。条例の違反に対する罰則でございますけれども、逮捕されたり、起訴されたりということはございません。

次に、マイクロチップ等による所有者の明示でございます。犬、猫が保護されたときに、元の飼い主にお返しができるように、また捨て猫、捨て犬や、盗難などを防ぐためにも、誰が飼い主かがすぐに分かるようにしておくことが必要です。マイクロチップといいますのは、直径2ミリ、長さ1センチ程度の円筒形をしているもので、15桁の登録番号が中に記録をされております。一度装着しますと、脱落することはほとんどなく、データが書き換えられることもなく、電池不要で半永久的に使用ができるペットの確実な身元保証となるものでございます。

本市では、動物、とりわけ犬と違って登録制度のない飼い猫の遺棄を許さない環境づくりを進めるために、今後このマイクロチップの装着を推進することとしています。本条例に基づきまして、来年度から、登録料1,000円のみの御負担でマイクロチップの装着ができる制度を創設する予定です。4月になりましたら、かかりつけ、またはお近くの獣医さんにお問い合わせをいただきたいと思います。同様に、本市と京都市獣医師会の共同で実施しております避妊去勢手術の補助制度、これと合わせての御利用をお勧めいたします。

9ページからは、犬の飼い主に求められるふん尿被害防止策でございます。犬の飼い主の方は飼い犬を道路など公共の場所に連れていくとき、散歩をされるときには、その犬がしたふんを回収するためにビニール袋などの回収袋を携帯すること。また、自宅以外の場所でふんをしたときは、直ちにこれを回収することが義務付けられてまいります。ふんを回収しなかった場合は、3万円以下の過料となります。

次のページを御覧ください。ふん尿被害を予防するために、外で排泄をするのではなくて、飼い犬を外に連れていく前に自宅で排泄をするように努めることとしています。本市のような都市部で、住宅が密集している地域では、鳴き声による迷惑防止などのためにも室内で犬を飼うことが正しい飼い方として推奨されています。こうした観点からも、自宅での排泄のしつけについて普及を図っていきたいと考えております。なお、ふんの回収と違いまして、こちらの方には罰則はございません。努力義務規定となっております。

それから、猫の飼い主に求められる迷惑事象の予防策でございます。飼い猫については、他所の庭でふんをするなど、自宅以外の場所で迷惑事象を起こすことを防ぐために、室内で飼う、放し飼いをやめるということに努めていただくこととしております。放し飼いの猫につきましては、習性に従って行動した結果として、ふん尿被害をはじめとするさまざまな迷惑事象を発生させるほか、伝染病や寄生虫など、健康面でのリスク、また交通事故や喧嘩による負傷、盗難など、安全面でのリスクもあります。このため、本市では、猫の正しい飼い方として、室内飼養の徹底を図ってまいります。

また、野良猫につきましては、放し飼いの猫以上に厳しい環境に置かれており、人にとっても猫にとっても望ましくない、猫の不適正飼養の典型といえます。本市では、今後、野良猫を減らし、最終的にはゼロを目指していく取組、これが必要と考えております。このため、来年度からは子猫の一時預かり在宅ボランティア制度を実施するなど、譲渡事業にも一層取り組んでいく予定です。その他、本市における野良猫対策につきましては、資料2の「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に関する本市の考え方」、その3にまとめておりますので、後ほど御覧ください。

それから、12ページは、犬猫の飼い主に限らず、市民の皆様と取り組んでいく迷惑事象の予防策でございます。条例第9条では、野良猫や鳩など、飼い主のいない動物に餌をやるときは、適切に行い、周辺住民の迷惑にならないようにすることとしています。また、本市は適切に餌をやるためのルールづくりを行うとしております。

なお、第9条につきましては、直接の罰則はございません。

次のページになります。本市はルールに従わない餌やりをし、周辺住民に迷惑が及んでいるときは、餌やりをしている人に周辺住民の迷惑にならないようにしなさいという勧告を行うことができます。また、勧告に従わない場合は、一定の期限までに勧告に係る措置を実施するようにと命じることができます。この命令に従わないときは、5万円以下の過料となります。このように、本条例（案）では野良猫に餌をやることそれ自体を禁止しているわけではありません。あらかじめ決めたルールに従わない餌やりをすることによって、周辺の住民さんに迷惑が及ぶことを防止していきたいと考えております。

また、餌やり自体に罰則が適用されるものではなく、周辺住民の迷惑とならないようにしなさいと命

じてもこれに従わぬことに対して罰則が適用されていくことになっております。

なお、動愛法第25条においても、多頭飼育により、周辺の生活環境が損なわれているときには、それは正に当たりまして、同様に勧告、命令、罰則という段階を踏むこととしており、こうした規制のあり方は、一般的に用いられているものでございます。

では、その餌やりのルールというのはどういうものかということになりますけれども、野良猫につきましては、環境省が定めております「住宅密集地における犬、猫の適正飼養ガイドライン」、これに記載された「地域猫」の要件に準拠したものを検討しております。本市でこの「地域猫」の京都市版として、「まちねこ活動支援事業」を実施しております。皆さんのお手元の方にも参考の配付資料として、「野良猫をまちねこに」というピンク色のリーフレットを配付させていただいております。

まちねこ活動といいますのは、町内の皆さんの合意のもとに一定のルールに基づいて、野良猫を適正に飼養し、避妊去勢手術を施すことで一代限りの命を全うさせ、野良猫による迷惑行為、あるいは野良猫の減少を図る取組でございます。餌やりのルールを定めるに当たりましては、このまちねこ活動や、これと同様に周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な給餌を行っている独自の活動の妨げとならないように、また、周辺の住民さんの御理解を得やすいものとなるように、「地域猫」の要件、これをベースにしたいと考えております。

ルールの主な内容ですけれども、餌の後片付け、あるいはふんの始末し、餌場の周辺を清潔にしていただく。道路であるとか、私有地に勝手に入って餌をやらない。また、野良猫を減らし、なくしていくために、避妊去勢に取り組んでいただく。周辺住民の方から苦情などがあれば、適切に対処していただく、そういうところになるものと考えております。

なお、環境省の「地域猫」に係るガイドラインにつきましては、資料3の1ページの後半から参考として記載しておりますので、後ほど御覧ください。

また、まちねこ活動以外でも適切に餌やりをされている方もおられますので、そうした方が周辺住民の理解を得やすくなるように、御希望に応じて登録を行っていく制度も現在検討しているところでございます。

最後のページですけども、その他、条例の施行に必要な措置として、雑則を設けております。飼い主や市民が条例の定めに反していると思われる場合などには、事実関係の確認のため、本市は飼い主や市民に報告や資料の提出を求め、また立ち入り調査をすることができるとしております。

なお、本条例（案）、現在、京都市会で御審議をいただいているけれども、可決のうえは平成27年4月1日からの施行を予定しております。ただし、罰則については一定の周知期間が必要ですので、半年後の10月1日からの施行を予定しております。（注釈：本条例については、その後、市議会で平成27年7月1日を施行日とする修正を行った上で可決されました。）

以上で、本条例のあらましについて御説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

【司会】

続きまして、「(2) 条例（案）の内容についてのパネリスト討議」に移らせていただきます。

【事務局】

いろいろと市民の方からもお問合せが我々の方に寄せられておりますので、そうしたところをパネリストの皆様にお伺いしながら、進めていきたいなと考えております。

まず最初に、京都動物愛護憲章とこの条例の関係を御説明させていただきましたけれども、府市共同

で制定をいたしましたこの憲章は、京都における今後の動物愛護推進の方向性を示すものとして位置付けをされております。その基本的な考え方としては、人が動物を通じて他人に迷惑をかけないということがございます。憲章懇話会におきまして、いろいろと御議論いただきましたけれども、委員の皆様、口々にやはり人に迷惑をかけないというのは基本ですよということをおっしゃっておられたことが非常に印象的ございました。この考え方を基本に、愛護憲章を制定され、その項目ごとの取組例、15ありますけれども、その具体化を図ろうということで、今回の条例にも幾つか取り入れられているわけでございますが、懇話会として、この条例についてどのような御感想をお持ちか、まずお聞かせいただけますでしょうか。

【パネリスト】

私どもが動物愛護憲章、これは全国初の試みということで、お力添えを差し上げたわけですけれども、基本的な考え方としては、あくまでも憲章は理念ということなので、とにかくいろんな考え方を持つ皆さんに集まつていただいて、それを一つの考え方と、モラルという形で持つていこうということで始めました。考え方の大きな骨子は、大体3つあるかと思います。動物をまずどういうふうに我々は見るべきか。その次には、動物とどういうふうに接することが正しい考え方なのか。それから最後には、では、その動物たちと接する場合に、どういうふうにして共生、我々とその動物たちがともに生きるということを探ることが一番いいことなのかというふうな論点で考え方を整理して、京都市の、あるいは府の方に提言を差し上げました。これが、全国で初めての動物愛護憲章という形になりました。

ただ、あくまでもこれは理念ということで、モラルですね。私どもがこういうふうに考えようということあります。したがって、我々の生活を円滑に営むためには、まずモラル、道徳が必要なのですが、それを今度は実行する上での何らかの仕組み、決まりというものが必要かと思います。具体的には、それは私どもの仕事ではなく、専門家、あるいは行政のほうに考えていただくしかないということなのですが、あくまでも両輪の一つとしてまず理念、モラルと、それから、それを実行し得る体系が必要だということになるかと思います。それで、初めて私どもの生活が回る。あるいは、動物たちとの共存が始まるということになると思います。

したがって、どういう方向に行くかというのは、私ども、また、市民の方々、市議会の議員の方々も含めて、いい方向に持つていきたいと我々も望んでおりますけれども、少なくともそういう形で両輪の少なくとも片輪は何らかの形でつけなければいけないというふうに思っております。

【パネリスト】

私は、本当に犬が好きで飼っていますというようなところなので、難しいことはわからないんですけども、やはり今日もたくさん的人が集まつておられるように、こういう形でいろんな方に興味を持ってもらえることができたということが一番大きいのかなと思います。やはり、動物は好きな人は好きな方向性から見ますけれども、やはり私とこの町内でも好きな人も嫌いな人もいます。じゃ、好きな人と嫌いな人とどう歩み寄りながらやっていくかということを、皆さんで一度考えていただくきっかけになればいいのかなと思って、私は参加をさせてもらっていました。今日もたくさん来られていますので、いい機会なので、好きとか嫌いとかで分けるのではなく、一度回りを見て、考える機会であってほしいなと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。

今回の条例、共生のまちづくりを目指して、ペットのふん尿被害など、身近な問題を解決するために制定を図っているものでございます。こうした条例の必要性について、動物愛護推進員であり、また地域のまとめ役の立場として、どのようにお考えでしょうか。

【パネリスト】

京都市には、保健協議会という団体がございまして、その責任者をやらせていただいておりますけれども、そういう会合の中ですとか、また私は町内に帰りましたら、当然保健委員という立場でいろいろ町内の方からの御意見等をお聞きする場合がたくさんあるんですけども、その中で、やはり犬の問題、猫の問題というのが常に話題になるというのが現状でございます。それで、このような条例が審議されているということなんですねけれども、なかなか普通の皆様方は、先ほども御意見がありましたけれども、そういうものの自体に全く興味がないとか、ただ犬が鳴いているのが嫌いだとか、猫のふんがどうのというような、本当に簡単なところで好きとか嫌いとかに分かれるというふうになっているのかなと思います。

今、現実にいろいろな犬猫の問題を考えるときに、今、ドッグセラピーとかキャットセラピーということが言われているのはお聞きだと思います。現実的にどんどん、高齢化が進んでおりまして、そういう施設に入っておられる方もたくさんあるんですが、昔は自分の家で猫を飼っていたとか、犬を飼っていたとか、ただ、自分はどうしても体が弱くなってきて飼えないとか、でもやっぱり猫にさわっているとか、犬をさわっているとか、抱っこしているということで、その方が相当癒されたり云々という意味がございまして、本当に犬とか猫たちはすばらしいものだと私は思っております。

ただ、すばらしいだけでは、やはり成り立たないのが今の現実の社会であるというふうには思っておりまして、いろんなお考え方があるという中で、やはりこの問題につきまして、先ほど先生がおっしゃったように、モラルの問題ですか、理念というものをお考えいただいて、今それを具体的にするために市のほうで条例（案）を今審議されているということを聞いておりますが、やはりこういう問題はいいことばかりではありませんので、やはりマイナスというところも含めてよく考えてみて、みんなでどういう方法が一番いいのか。当然同じ方向にまとまるなんてことはどんな場合でもあり得ないんですけども、そのような形で、やはり皆さんが多くの方が納得いただけるいい方法を考えられて、実際に実行されれば、私は一番いいのかなというふうに思っております。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、これから少しずつパブリックコメントなどで疑問の多かったところについて、御意見を伺っていきたいと考えております。

まず最初に、先ほど御説明をいたしましたマイクロチップなどでございますけれども、動物の遺棄、登録制度がないために特に捨て猫などが多いということで、それを許さない環境づくりという点から、マイクロチップによる飼い主の明示、これを推進していきたいと考えております。

ただ、まだ十分に普及していないこともあると思いますけれども、マイクロチップを体に埋め込むのがかわいそうだという御意見もあります。犬猫の場合はマイクロチップはどこに、どのように装着するのかということをお教えいただけますでしょうか。

【パネリスト】

マイクロチップは、基本的には今かわいそうだとか、痛いのではないかとか、いろいろ危惧を持たれている飼い主の方もいらっしゃるでしょうし、またいわゆる「地域猫」にも入れるのはかわいそうなのではないかなというような意見もお聞きしているわけですけれども、でも実際、我々が診療する中で、マイクロチップを入れる機会というのは結構あるんですね。海外に犬を連れていきたいということになりますと、法的にマイクロチップを入れざるを得ないんですね。マイクロチップを入れて、狂犬病の注射を打って、1箇月後にもう一度狂犬病の注射を打って、さらに1箇月後に採血をして、国の定めた検査機関に送って、狂犬病ワクチンに対する抗体価、免疫のレベルを測定して、その証明書を持って海外に出ないと、帰ってきたときに、最大180日の検疫期間を必要とする場合もあります。ここでは、マイクロチップはどうしても義務付けられているわけですね。

そこで、マイクロチップなんですけども、ワンちゃん、猫ちゃんの首に入れます。動物を飼われている方は経験がおありかもしれませんけども、予防注射を受けられますよね。その予防注射とほぼ同じ感覚。予防注射の針よりは少し太めの針の中に、マイクロチップを入れて、それを注射を打つように、消毒をして、針を皮膚にプスッと刺して、注射器の内筒を押すような形で押し込んでいく。そして、針を抜く。もうこれで終わりです。それで、後でちゃんと機能しているかどうかというのを、リーダー、読み取り機を当てて、ちゃんとそこに入っているかどうかの確認をして、番号がきちんと読み取れたら、これでオーケーですね。あとは、所定の登録手続等に進んでいくということになろうかと思います。ですから、注射を打つときにキャンと鳴くワンちゃんもいることはありますし、全然平気な顔をしているワンちゃんもいますが、それと同程度だと思ってください。マイクロチップを入れるときに、そんなに特別激痛が走るとか、そういうことではないだろうと理解しております。

あとは、マイクロチップの埋めた場所は、ほぼ動かないと考えています。でも、長い年月をかけると、動くこともあります。だから、その場合は、リーダーを当てる方がそういうことを踏まえて、ここに当たらないから、ああ、もうないんだというふうに早合点をしないで、ひょっとしたら胸部の方に下りている可能性もあるんですね。ですから、丹念にリーダーを当てていただくと、読み取りができると思います。

【事務局】

ありがとうございました。特に、後々痛いとかいうことはないと。

【パネリスト】

そうですね。私どもは今の海外渡航というケースは義務づけられておりますから、どうしてもマイクロチップを入れなきやいけない。それ以外にも、自分の大事なワンちゃんが迷子になったらどうしよう、狂犬病の鑑札をつけているんだけれども、万が一落ちたらどうしよう、本当に心配をされる方が最近多いんですね。そういう方は積極的にマイクロチップを入れられます。後で、来院されたときに、聞いてみても、マイクロチップの跡が痛んだとか、あれ以来元気がないんだとか、マイクロチップを入れた場所を非常に気にしているとかというようなことを訴えられる患者さんというのは、今まで私は記憶ではゼロですね。ですから、多くの場合はもう次に来院されたときは、もうマイクロチップのことはお忘れになっていることが多いと思います。マイクロチップのことが話題になることはないですね。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、犬のふん尿被害についてなんですが、今回の条例では、おしっこのほうは、これを回収しろといふのはちょっとできないので、ふんだけになっているんですけども、最近は、ビニール袋だけではなく、水を入れたペットボトルを持ち歩いて、おしっこを流しておられる方もおられます。おしっこはこの条例の中に書いてないやないかと、何かいい方法はないのか言われたことがあるんですけれど、犬を飼っておられる立場として、お勧めの方法みたいなのはございますか。

【パネリスト】

基本的に、私は排泄は家で済ませてから、散歩イコール犬のトイレという感覚ではなく、運動に連れて行ってやるという感覚です。家で留守番させてて、トイレ我慢しているやると慌てて戻って、トイレだけするのに連れて出たということもないです。ただ、私のところも今4匹犬を飼っています。そのうち1匹は大型犬なんですけども、狭いところに入ったままで、外に出たことがなく、うちに来たときに歩けなかったという犬だったので、そこでおしっこをして、そこで寝ているということが全く平気だったんですね。だから、私のところの家に来たときも、本当にしたいときに勝手に、「あっ」という感じでしてしまってということがあるので、私はそれで、皆さんもきっと子供さんを育てた経験がある方だったら、子供にトイレを教えるのと同じように、時間が来たらトイレに連れていって、おしっこしなさいというようなことを、そうですね、2箇月ぐらいは本当にそれを仕事のようにやっていましたけども、そうすると散歩行く前に「おトイレ済ませてきてね」と言うたら、「はいはい」という感じで、それで散歩に行く。ただ、動物ですので、絶対しないということはありませんから、私は一応袋とかは持っています。やはり私のところの近所でも街中なので、電信柱でしたら、皆さん、今日びの人はペットシーツで取ってとか、細かくやっておられる方もたくさんおられるんですけども、ただ水を入れて、ペットボトルで流すというのは、臭いとかも消えないので、少し消臭効果のある何かを薄めた感じで持っています。流すほうが御近所においとかの対策になると思います。

ワンちゃんを飼われた方は、赤ちゃんのときは、まだ予防注射は済んでいないので、表に出られません。そのときは全部家でしていたはずなんですよ。それを何でか知らんねんけど、外でするようになっていく。家でさせているほうが自分が病気になって、風邪引いた、熱出ているのに、トイレだけに連れていくこともないですし、飼い主の方の精神的な負担はすごく軽減されるのかなと思うので、もし少し、今表に出たらそういうふん尿はとりましょう、おしっこも流しましょうんですけども、少し考えられて、家でするというようなことをしていけば、すごく楽な飼い方ができるのではないかと思っています。

【事務局】

ありがとうございました。非常に実践的なアドバイスをありがとうございます。

あと、犬だけではなくて、猫についても室内飼養を今回努力義務としています。迷惑防止だけではなくて、猫の安全、あるいは健康の面からも放し飼いはやめておきましょうということでお勧めするものなんですけども、野良猫、あるいは外飼いの猫は伝染病がすごくはやっているというふうに聞いているんですけども、その伝染病はどのようなものがあるかということ、それから、伝染病の中には、猫の間だけではなくて、猫人と共通の感染症もあると聞いていますけれども、そういうものについて少し教えていただけますでしょうか。

【パネリスト】

まず、猫だけの病気ということを考えてみると、皆さん、御存じだと思いますけども、F I Vとい

う病気がございます。F I Vといふのは、猫のエイズと言われていますね。あと、F e L Vといふ病気がありますね。これは、猫白血病ウイルスの感染症でございます。両者とも治療しても治る病気ではない、一度感染すると生涯つき合はなきやいけない、発症すると非常に死亡率が高くなってくる。また、継続治療が必要だということで、飼い主の方は大変なんですね、その猫のエイズや、猫の白血病と言われる病気は、今、京都市内でどの程度あるのかと考えますと、これはすごい蔓延力なんですね。

つい最近も、ある猫の愛護団体の方が猫を5匹連れてこられました。それは、猫のヘルペスウイルス感染症、猫の鼻風邪と言われて、目やにや涙を出す、クシュンクションというくしゃみが止まらないという、感染症の治療にお見えになつたんですけども、その5頭が5頭とも今言ったF I V、F e L Vの両方の感染を受けている猫だというふうにおっしゃっていました。ですから、大事に飼っておられる猫が万が一外に出でていって、ほかの猫と接触する、もしくは喧嘩をする、そういう機会がありますと、ほぼ100%，何回か繰り返すと、ほぼ100%F I V等は感染すると思って間違いないんですね。これは大げさに言うわけではなく、事実なんですね。

ちなみに、十数年前ですけれども、私の知人が学生時代から大事にしている猫、それが、何かの拍子に一晩だけ外に出ちゃった。出る前の検査では、F e L VもF I Vも陰性です。一生懸命捜して、翌日やっと見つかった。怪我をしていました。それから1箇月ほどして検査したら、F I V陽性と。このように、ワンチャンスでF I V陽性になったケースもあるぐらいですから、外に自由に行ってらっしゃいという飼い方をしていると、そういうリスクが非常に高いんだぞということを御理解いただけましたらありがとうございます。

それとあと、人にうつる病気ですね。人にうつる病気といふのは、いろいろあると思いますけれども、比較的よく知られているのが、トキソプラズマ症といふ病気です。トキソプラズマといふのは、多くの場合、妊婦の方、胎児に影響を及ぼすといふ病気でございますね。これに感染して、生まれたときに水頭症だとか、網脈絡膜炎、目の病気を起こすと言われております。そんなに爆発的に流行るものではないかと思いますけども、注意するのにこしたことないといふ病気ですね。

あとは皆さん御存じの回虫ですね。例えば、どこかで猫回虫の卵を経口的に摂取するような機会があったとしますね。例えば公園の砂場で遊んでいた、子供さんを遊ばせていて、一緒になって砂を触って遊んでいた、それで経口的に回虫卵が体内に入れば、犬の回虫でもそうですけれども、卵が孵化をして幼虫になって、幼虫のまま体内で悪さをするわけです。それが体内全体に行って、目の症状、目に入つて、眼科の障害を起こしたりとか、そういうトラブルがよく言われておりますね。ですから、そういうことも知識の中に入れていただいて、感染を未然に防いでいくということが非常に大事なことかと思います。まだまだ他にもいろいろありますけれども、ここで説明できるといふのは、時間的な限界もありますが、あとは皮膚病で猫の疥癬なんていうのもありますね。耳の回りの毛が抜けて、非常に猫はかゆがっている。そういうものを触れば、人にもうつる可能性もある。あとは、カビもありますね。こういったようなことを考えると、かなりの病気が人にもうつる病気として存在しているということは御理解いただけましたらありがとうございます。

【事務局】

猫を室内だけで飼うといふのは、猫の性質に反している、虐待ではないかみたいな御意見もちょっとあったんですけども、その辺はどうでしょうか。

【パネリスト】

そちらの方をちょっとお話をしますと、猫は、実は垂直の動物と言われていますが、横方向、平面方向よりは縦方向のほうが好きということですね。野良猫の行動状態を見ると、とにかく横に行くのもありますけど、縦に行くという形で、民家の塀に上ったり、それから隣の家のすき間を飛び越えたりしています。それを、例えばマンションでお飼いの方もいらっしゃるかと思いますけども、いわゆるキャットタワーという形、あるいは、迷路をつくってやって、それを探索させるという行動でもって解消されている。そうせざるを得ないという環境の中で工夫されているというふうに承知しております。

ただ、それはいつても、本当に自然の状況で室内だけで飼うのがいいかどうかというのは、専門家の方々で御議論いただきたいとは思いますが、本来は縦方向、立体方向も非常に得意な動物だということで、だから、縦の、3Dでの飼い方、猫とのつき合い方を考えてやるということが非常に重要と御紹介しておきます。

【事務局】

条例第9条は、餌やりについて不適切なものはやめてくださいという規定ですけども、この部分はやはり一番御意見が多かった部分です。専門的になるかもわかりませんが、法律的な観点から、できるだけ分かりやすくということで、お願いしたいんですけども、まずこの条例が憲法に反しているというような御意見がございます。一つは憲法に餌やりを禁止するような規定がないのに、条例はつくれない。また、罰則を定めているけれども、違反行為の要件が明確ではないので、罪刑法定主義に反する。あるいは、条例以外の緩やかな規制方法があるのに、これを選択していない。以上のような点で、違憲ではないかという御意見がありましたけれども、その点、いかがでございましょうか。

【パネリスト】

違憲とか言わはるんですけども、それは法律の専門家の方がおっしゃっている御意見ですか。

【事務局】

法律の専門家がそうおっしゃっているということで、御意見をいただいています。

【パネリスト】

そうですか。法律の専門家もいろいろいらっしゃいますので、皆さんと同じことを言うわけとは違いますけど、御紹介いただいた範囲だと、無茶苦茶な意見だなというのが私の実感ですね。

まず、憲法に餌やりを禁止する規定がないから餌やりを禁止するのは違憲だというのは、そんなことを言うたら違憲の法律は山ほど世の中にはあることになりますよね。禁止するものが、例えば表現の自由とか、内心の自由とか無茶苦茶大事なものやったら、これは非常に慎重にしなくちゃいけない。検閲なんていうのは絶対に禁止すると、こういうふうになっておりますしね。ですが、猫とのコミュニケーションということであれば、せいぜい人格権の話かもしれません。人権の順位というのがありますし、その中で言うと、それはトップのところにはない話なんですね。やや劣位に置かれる。そうすると、ほかとの考量のバランスの中で塩梅が決まるというふうになっているわけでございまして、規定がないから違憲というのは、おそらく裁判所ではもたない理屈であろうと言って間違いないと私は思っております。

それから、もう一つ、罰則を定めておきながら、違反行為の要件が明確ではないと、こういうお話がございました。これは、罰則というのは、先ほど冒頭に御紹介がありました過料というのでございます

ね。これは、条例（案）の第14条から第16条というところにずらっと書いてあります。この御質問の対象となっているのは、おそらく第14条の第1号の命令に違反した者に対する過料の場合の命令内容がクリアじやないじやないかというふうな話かと思うんですね。この点はポイントを突いていると、私は思います。

ただ、今の条例（案）ですと、勧告という形でまず具体的になさって、それをしてないときに命令というふうになるわけでありまして、ポイントはこの勧告のときに具体的な内容を明確にできるのかどうかというのがポイントになりますね。それは、行政がどういうふうになさるかによると私は思いますけども、それができれば、先ほどおっしゃったポイントは問題ありません。なお、京都市のこの条例（案）の第10条の第1項、第2項、それに対応する第14条第1号、こういうパターンの法令は山ほどあります。

【事務局】

ありがとうございます。あと、もう一つ多かったのが、野良猫の餌やりを禁止すると、猫に餌がやれなくて、餓死をしてしまうと。これが動愛法の第44条第2項のみだりに給餌、もしくは給水をやめることになるので、虐待になる、京都市は虐待をさせるのかという御意見がございましたけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【パネリスト】

動愛法は、この資料の後ろのほうに参考配付資料②にありますので、御覧いただければと思いますが、第44条の第2項に愛護動物に対し、みだりに給餌をしないとか、水をやらないというのは、全部例示なんですけども、要は虐待したらあかんと、こういうふうに書いてあるだけの話なんですね。この場合は100万円以下の罰金とされています。これはかなり大きな話ですから、適用の事例はかなり厳格に絞られるのが通常の解釈です。おそらく、まず第一の前提是自分の管理下に置いていると。だから、檻の中に入れているとか、勝手に外に出ないようにしていると。そういう場合にしておきながら、やせ細っていくのをにやにや笑って見ていると。そういうような、かなり厳格な場合にこれが適用されるというのが通常の読み方でしょう。このコメントをなさった方がおっしゃるような読み方はできないわけではないんですけども、おそらく、そんな広汎な読み方を裁判所は受け付けないと思います。

【事務局】

ありがとうございます。あと、パブリックコメントで我々は条例を骨子という形でお示しをしまして、実際、条例（案）が出てきますと、中身が違うではないかということで、違法やと、行政手続法違反やというような御意見もあったんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

【パネリスト】

私、京都市のパブリックコメントに関するルールを全く存じませんので、一般論なんですが、今のお話だけだと、行政手続法というのは京都市には適用されません。ですから、京都市が骨子になったやつをそのまま条例に移せというのをどこかで決めていれば、それは違反だということがあるかもしれませんのが、おそらくそういうルールはどこの自治体も書いていない話ですので、これも根拠のない議論だというふうに私には聞こえます。

【事務局】

ありがとうございます。本市では、特にそういった定めを設けておりません。

【パネリスト】

設けてなかつたらやらんでもええのと違うんですよ。できるだけ、言っていることをそのまま移すことが市民との信頼関係の中で当然大事ですけど、一言一句とか、ちょっとでもとかそういうような話では全然ないということです。

【事務局】

ありがとうございました。専門的な話で申し訳ございませんでした。

あと、こうした野良猫への餌やりというものを、今後はルールに従ってやっていただきたいと思っておりますけれども、その野良猫の餌やりのモデルケースとして、我々が考えておりますのは、まちねこ活動です。御存じの方も多いと思いますけども、地域の皆さんとの理解と協力の下、野良猫を一定のルールのもとで飼養管理していくこうというものですございます。実際、まちねこ活動をされています方々、本日パネラーとしてお呼びしております。少しお話を聞きたいんですけども、まず、まちねこ活動に取り組むきっかけのようなものをお話しいただければと思います。

【パネリスト】

町内でよくある話は猫の好きな人、猫の嫌いな人のいさかいですね。うちの場合は、特殊な例かもしれないですけれど、角の家を挟んで東西の家と南北の家の裏でひつついているところで、猫に餌をやつておられる猫好きの方、それと、猫は好きでも嫌いでもないけれど、お商売をやっておられて、その上にお住まいの方、この餌をやっている一部の猫がその商店の中に、屋根の上で子猫を産んじゃったんですね。それにおいというのが、ふん尿のにおいと胎盤などの出産のときの排泄されるものにおいはちょっと桁が違うぐらい臭いんです。うちも裏で、倉庫の中でやっぱり猫が生まれて、倉庫を撤去したときに恐ろしいにおいがしました。お店の上で出産しますと、そのお店の上にリビング、ダイニングがあって、それで、梅雨時で、窓は開けられない、下からにおいは上がってくる、おしっこが垂れて、商品の商品価値がなくなる、お客様が来て、「臭いな」と。同じ店でも、猫のおしっこ臭い、そして天井に明らかに猫のおしっこの跡がついているような店で、普通買わないですよね。それと、鼻につくという言葉があるんですけど、においというのは人間の五感の中で一番長く記憶に残る感覚ですから、その家族の方全員体調を崩されて、奥様はめまいとともに倒れられるという、大変な被害があつて、餌やりをやめてくれと。でも、餌をやっているから猫があんたとこに行って産むわけじゃないというような水掛け論で、もう裁判になろうかと、傷害罪をもって猫の餌やりを中止させるというようなことにまで至ったときに、ちょうど私どもに町内会長が回っていたんですね。

私たちが町内会長をやっているときに、その町内にいさかいはやめてほしいなというのがありました。それで、とにかく被害に遭われた方の言い分を延々と聞きまして、猫に餌をやっておられる方の意見も延々と聞きました。これは一月ぐらいお互いに行き来、行き来していて、いろんな、今日は何て言わはった、昨日は何と言わはったというのをやっていったときに、猫が増え過ぎていることは餌やりさんも御存じで、これだけの猫を私も年取ってるんやし、もう無理やわと。去勢でも避妊でもしてくれたらいいのにとぼろっとおっしゃったんですよ。

それで、じゃ、まちねこ活動ができるかなというのは、ちょうど、新聞でまちねこ活動の紹介が大き

く取り上げられていて、これしかもうないかなと。インターネットでは猫を避けるというときに、極端な例は、猫の殺し方をダアッと書いておられるサイトもあるのですが、猫の被害に遭って倒れた方に聞いたら、猫は殺したらあかん。猫に罪はない。猫に罪をかぶせているのは餌やりをやっている人間だと。人間の問題だから、猫を殺したって、問題は解決しいひんとおっしゃってくださいました。それで、猫を殺さず、こっちの餌をやりたい、猫を構いたいという人と両立させるには、もう町内会全部で動くしかないなと思って、一軒一軒話をする前に、民生委員とか地域で長いこと活動しておられる方に相談したんです。その方が、それはいいなと。あと何人か猫好きで、こっそり裏で餌をやっていらっしゃる方にも相談したんです。それはいい考えだということで、町内の総会のときに、こんなんしませんかというのを紹介して、役員のハンコがそのとき十数軒かな、とにかく自分のところが今1組、2組、3組と分かれている、担当している2組全員、猫に餌やっている方、被害遭っている方全員のハンコとサインをもらって、まちねこ活動は始まりました。

それで、ハードルが高いという意見があるんですけど、私の感覚としてはハードルは決して高くないと思います。というのは、たくさんあって面倒くさいだけなんです。ハードルが高いという言葉は難しいということだと思うんですね。でも、難しくないです。すっごく面倒です。面倒くさくて、面倒くさくて、1軒のお家で説明していて、お父さん途中が帰ってこられて、お父さんにもう一遍説明してと言われて、1軒のお家で2回、3回説明を一からしなきゃいけないこともあります。それで、猫なんか毒まいて全部殺してしまったらしいやんという極端な方も、町内にはおられました。そこを何とかと言つて、今は動愛法が制定されたので、猫を捨てたり、虐待したりしたら罰金の対象になるんだよと、ここら辺の猫は、今私が確認しただけで12匹いるから、それで罰金を払っていたら、あなたは大変なことになりますよという説得ですね。だから、猫に対してどういうスタンスでいらっしゃるか、一人ずつ考えて、一人ずつに対応の仕方を変えていきました。

あとは、仕事しているところから猫の行動をのぞいて、どの猫がどの方向に行くとか、何時ごろにどこを通るかは結構彼らは決まっているのがわかつたので、そこにキャッチャーを借りてきて、猫に仕掛けることとか、あとは餌でも好きな餌と嫌いな餌と。どの餌をかけても食べなかつた子がパンでひつかつたとか、そういうのはみんなの知恵、あの猫が何が好きで育つたとかいうことを情報収集することもやっぱり町内活動の一環としてやってもらえると、非常にたやすく猫を捕獲できます。うちの町内では、まちねこ活動を始めて2年半で21匹、去勢手術をさせていただきました。これは全部まちねこ活動なので無料でできましたが、実際に病院に連れていったら大変な金額になるだろうなと思います。

猫の被害の実体で、やっぱり家の中に入り込んで嫌がられる。それとあと、猫の毛によるアレルギーがひどいことになっています。それから、ガレージで餌やりをやっていらっしゃる方おられますけど、猫がガレージで轢死してミンチになった状態をあなたは片づけるんですかといいたくなるぐらい、無残な死に方をします。だから、ガレージでの餌やりは絶対にやめてほしいんですね。それで、そういうようなことをいろいろ説得していくと同時に、まちねこ活動を町内活動にした結果、どうでもいいことなんですけど、区民運動会で優勝するところまで町内会の結束が強くなったという経験がございます。

【事務局】

ありがとうございました。貴重な実践の報告をいただきまして。

御町内でまちねこ活動に取り組んでおられる方がもうお一人いらっしゃいますので、同じようにお願いします。

【パネリスト】

私は市内の北の方に住まいをしているんですけども、今のお話というのはドキュメンタリーみたいな話で、すごいなというふうにお聞きしていたんですけど、私どもは本当にさりげなくまちねこ活動ができて、さりげなく今現在進行中で継続しているというような簡単な御報告をさせていただきます。

というのは、先ほどのお話は商店とかお商売とか、地域の中ですごくいろいろゴタゴタとかがあったようですけれども、まず私どもの町内と隣接する町内のちょうど境のお家のところで、そこに住んでおられる借家人の方が中年のおじさんで、当初は話ができませんでしたが、基本的には優しい方だったんですけども、優しさを取り違えていて、ただ自分でポケットマネーか何かでキャットフードを買ってきて、ぶわっと置いている、たまに近所のところへまきに行くようなことを最初されていて、猫って御存じのように、当たり前なんんですけど、土のあるところで排泄をしますよね。おかげさまというか、うちも庭がありますし、近くの旅館や飲食店にも庭があるんですけど、そういうところが常に被害に遭っています、結果的にコケが枯れちゃったりとか、困ったなと思いつつ、さて、どうしようかなというふうに思っていましたんですけども、このまちねこ活動の制度があるということ、私自身が保健委員をやっていたり、保健協議会という組織に所属しているということで、こういう情報はいち早く、入りました。それで、皆さんにお手持ちのパンフレットに何名以上とか書いてはあるんですけども、ぶっちゃけ話をさせていただくと、それはそんなに厳密ではなくても大丈夫だと思います。何て言いますかね、たまたまさきほどのお話も町会長のときとおっしゃって、私も町会長のときがたまたまそういうことに当たったんですけども、まず困っている方が2人でも3人でもおいでになつたら、まずそこへお話しに行って、こういうシステムがあって、これだったらすごく簡単だし、御賛同いただければということで。多分、困っている方は、それに対して、そうか、そんないい話があるんやつたら協力させてもらうよということで、そこで何のちゅうちょもなく御賛同いただいております。

それと、説得の中では、これ以上かわいそうな猫をどんどんふやしてはいけないし、さっきおっしゃったように、本当に私も知っておりますけど、猫白血病、猫エイズ、野良猫は本当にかわいそうですよね。極端にいいたら、栄養がいかなかつたら半年、いって1年か2年弱で死んでいるのかなと思います。だから、本当はちゃんとした形で育てて、餌もやって、この世に生まれた猫ちゃんには何の罪もないんだけども、せめてこの世に生れた以上は、結果的に死んじゃうんですけども、まちねこにしてやって、餌を定期的にあげて、中にはちょっとぜいたくというか、おいしいかなと思うものも入れてやって、それでトイレの砂場をつくってという形です。

ただ、ちょっと言っておきますが、いい話ばかりではなくて、なかなか砂場で野良猫はトイレしてくれません。現実的には。だから、その辺りが多分困られているのが現在継続中で、まだ、よそさんのお庭でやっているのがあるかとは思います。

私が言いたいのは、これ以上罪のない猫を生み出すことをやめるには、こつこつと時間はかかりますけれども、やはりまちねこ活動で捕まえて、大変申しわけないけれど、メスだったら避妊、オスだったら去勢手術をすること。私も獣医さんから言われたんですけども、オス猫を捕まえられたらラッキーでないと、去勢しちゃいますからね。猫ちゃんというのは、これから春のシーズンで、どんどん猫の戦いをして、メス猫をゲットして、また産ませようとなります。狙ってオス猫を捕まえるなんていうことはできないんですけども、そういう形で新しいかわいそうな命をこれ以上生み出さない。それをいろんな地域で、全市的にやれば、結果的にこんな条例にもかかわらないし、条例で過料を払わなきやいけないとか、何かすごく殺伐としたようなそういう議論とか、そういう思いを皆さんにお持ちになることは、急にはなくならないんでしょうけども、減ってくるような気がします。ですから、我々はそれを今実践し

ているグループなんんですけど、なかなか厳しいかもしれませんけれども、そういうことを全市的にやつていっていただければ、結果的にいい方向に向くのかなというのが私の感想でございます。

【事務局】

ありがとうございました。次に、大学のキャンパスでやられている、「地域猫」ではなくて、大学猫という名前になっているんですかね。サークルをされている方からその取組を御紹介いただけますでしょうか。

【パネリスト】

私たちのサークルは、3年ほど前ぐらいに設立されたんですけども、大学のキャンパス内には、最大で20匹以上ぐらい猫がいたそうです。それで、学生だったり、職員だったり、猫好きな方が餌やりを行っており、それによってふん尿被害などが起こって、苦情が来て、大学側が餌やりを禁止するという看板を急に立てて、それに対して疑問を抱いた方が、大学側にちゃんと世話をするからという保健所に連れていくて、殺したりとか、餌やりを禁止したりだとかっていうことをしないでくれというふうに交渉した結果、このような活動ができる組織が創設されることとなりました。

現在は、10匹ほど猫が大学内におり、私たちが朝と夕方、時間を決めて、餌やり、ふん処理活動を行っているのと、不妊去勢手術も現在、大学内にいる10匹の猫はすべて完了している状態となっています。一般的な「地域猫活動」と少し異なるのかなと思う点は、私たちの場合は大学内であるということなので、交渉する先が大体、大学の職員の方だったり、そういう機関のほうになります。ですから、学生の同意というのは余り重視されていなかったのかなと思うので、まだ誤解を抱いている学生の方がやはりいらっしゃって、私たちが餌をやっているから猫が大学に住み着いているんじゃないとか、極端な、それこそ殺してしまったら猫がいなくなるじゃないかというような意見をいただくこともあります。

私たちの場合は、餌やりをしている方を完全に排除するという形ではなく、交渉して餌やりをされている方の意識を変えて、その結果として今このような環境を整えることができたのかなと思っております。広報の手段としては、看板、猫がよくいる場所が3箇所ほどあるんですけども、そこが学生の御飯を食べる場所とも重なっておりまして、学生が昼御飯のときなどに猫に餌をあげたりしないように、人の御飯を食べたら猫にとって健康に悪いよとか、私たちは時間を決めて餌をあげることによって、体調と個体管理を行っているので、そのような勝手に餌をあげられてしまうと、そういう私たちの活動ができなくなってしまうから、やめてくださいというようなことを書いた看板を設置したりですが、大学内外を問わず展示会などをやって、私たちの活動を発信するというふうに広報活動をしてきました。

私たちが大学猫活動をしてきて成果だなというふうに感じている点は、まずやはり猫が減ってきたのかなということがあります。今はもう不妊去勢手術が全て終了しているので、外から猫が入ってきて、上ほどのことがない限りは猫が増えることもありませんし、ふん尿被害も一応私たちがちゃんと処理をしているので、においの苦情とともに余りありません。

ただ、問題なのが、私たちもトイレをしっかりと設置してできているわけではなく、私たちがふんをしている場所を調査して、その処理をしているだけなので、結構猫は好き勝手にあちこちでしてしまう部分もあり、そこら辺も少し強化していかなければならぬかなというふうに思います。

あと、2点目としては、猫が人に馴れましたので、余り誰かを攻撃したりすることもなく、餌やりの

ときに来てくれて、直接さわってけがをしていないかとか、体調管理が行いやすくなりました。

3点目が、先ほども言いましたが、ふん尿被害が減りました。しかし、やっぱり課題も残っておりますし、活動の趣旨を理解してくださらない方もやはりいらっしゃいますので、そちらの方とこれからもちゃんと話し合いをして、理解をしていただくという方向で私たちは続けていかなければならぬかなというふうに思っております。ただ猫をかわいがるだけの活動なのではなくて、人と猫との共生を目指して私たちはやっておりますので、その排除するという考え方の方もいらっしゃいますし、猫が好きで、やはり御飯をあげたくなってしまう気持ちもわからないこともないので、そこら辺をちゃんと話し合いをして、お互いが納得のいくような結論を導いていけるように、私たちはこれからも頑張っていかなければならぬかなと思いますし、私たちの団体のメンバー内でも、やはりちゃんと餌やりをなぜ時間を決めてやるのかですとか、トイレ掃除は、やっぱりできればトイレ掃除って、みんな好きじゃないと思うんですけども、なぜそれをしなければならないのか、不妊去勢手術はなぜしなければならないのか、それは本当に正しいのかどうかとか、やっぱりもっともっと私たち団体のメンバー内が一番考えなければならないかなというふうに思っております。

【事務局】

まちねこ活動は我々がサポートをさせていただいております。また、御町内の問題ということで、割と取組をしやすいのかなと思うんですけど、大学ということであると、余りそういう縛りがなかったり、サポートがなかつたりという中で、非常に環境としては厳しい中で頑張っておられるのかなと思いますが、進めていける原動力みたいなものは、何があるんですか。

【パネリスト】

原動力としては、一番はやっぱりみんな猫が好きというのがやはり大きくて、どうしてもやっぱり何かしてあげたいなという気持ちが多分みんなあるのかなというふうに思います。でも、やっぱり猫が本当にどう思っているのかというのは正直わからないので、みんなで考えて、どれが正しいんだろうというのを考えて、やっていく、協力していくというのは、やっぱりメンバー間の絆というか、団結力みたいなものが一番大きいかなと思います。あと、職員の方とか、大人の方が結構協力的な方が大学側にいらっしゃるので、それもすごく助かる点でありますね。

【事務局】

先ほどちょっと話がありました。今回、我々はまちねこ活動をモデルケースとして考えています。それ以外にも同じような「地域猫」の活動を独自でやられている方もおられます。独自でやられている方からは、まちねこ活動の認定のハードルがすごく高いんだというお声を聞いております。参加人数については、今、3名以上を原則2名以上に緩和しようというふうには考えているんですけども、特に言われますのは、町内会の同意、それから餌やりをやる場所について、その場所がないやないかというようなことをハードルが高いというふうにおっしゃっている方が多いんですが、この辺、先ほども少しお話が出ましたけども、クリアしていくコツとか、あるいはまちねこ活動以外で餌やりをされている方について、どのようにお考えなのかなというのをお伺いしたいんですが。

【パネリスト】

まちねこ活動で一番大事なのは、餌やりではないです。うんこ拾いなんですね。それで、実際、私た

ちのところの小さな公園があるんですけど、活動を始める前は公園全体が猫のトイレと化しておりました。一遍入って、周りをぐるっと回って戻ってきたら、大変なにおいが体じゅうにしみつくと。例えば、浴衣祭りとか商店街でやるのに、全員で掃除に入ったんですね。それで、電気屋さんの社長が用事があって、ちょっと戻るわと会社に戻られたときに、若手の社員が、「社長、臭いからとにかく脱いでくれ」と、「臭すぎる」とすごい言われました、そういうこともあって、とにかく餌やりは好きな人がやってくれはったらしいと。それで、トイレをどうするかと。敵は公園全体の砂地なんですね。砂場もありました。2畳くらいの大きな砂場です。この砂場を撤去する以前に、とにかく猫のトイレを設置しようということで、5箇所ぐらい百均でかごを買ってきて、必要なところだけプラスチックで覆って、砂が流れないようにして、砂は砂場の砂をこして、猫のふんのにおいが若干ついている状態で、さらさらのとても上等な、まるで日本海の砂浜のような砂を用意してやったら、やっぱり人間も同じですけど、きれいなトイレに行くんですよね。砂場より上質なトイレ、これをを目指していって。

私たちはどっちかというと猫が好きでも何でもないんですよ。猫を悪者にするつもりもなければ、人が好きなので、人と人が猫をきっかけに争うというのは嫌なので、じゃ、うんこ拾おうかと。私は朝晩公園に行って、トイレの掃除をするのに、ほかの方からも聞いたんですけども、初めからここにビニール袋を、みんなの家で出る小さい袋、使えないようなコンビニの袋なんかを集めといたらどうやと。その次に火箸があるから持ってきてあげるわと。じゃ、袋を入れるのはここに集めておこうと言って、公園の入り口に袋入れを置きました。それで、その反対側に猫のふんを入れた袋を捨てる、ふたができるボリペールっていうんですか、バケツを用意しました。公園に入って、猫のふんがあるならば、入った時点で袋と火箸を持って、公園の中に入る。見つけて、ぽいぽいと拾って、それを出していくときに行くんとして、バケツに捨てる。まとめて捨てるという形で、手ぶらで行つても掃除ができる状態を設定しました。これがやっぱり3人寄れば文殊の知恵ですけれども、5、6人でこういう方法を考えていったんですね。そうしたら、ちょっと前にトラブルがあって、公園は当番で、持ち回りで鍵を開けたり閉めたりするんですけど、鍵を開けた人がぐるっと回ってうんこを拾う。もう一つ、体操の場になっているので、すこやか体操をする人たちがその前に行ってふんをのける。

そういうことがあって、どっちかというと私はまちねこ活動で今まで猫のふんを拾うことしかやっていません。あとは、猫を捕まえる。この2つだけなんですけれど。やっぱり猫のふんを片づけていると、猫は餌やりだけじゃなくても、なついてくるんですよ。このおばちゃんが私たちのトイレを快適にしてくれるというのがわかるのか、猫が寄ってくるんですね。ある晩、ぼおっと見ていたら、何となく猫がいて、私がいて、お月さんが出ていて、猫の輪の真ん中に私はいました。ああ、夜な夜な集まる猫の集会ってこういうことなのねと、そのとき思ったんですけども、餌をやらんでも猫ってなついてくるなという気はします。だからといって、誰も、餌やりさんも私も猫を触りません。それはやっぱり衛生上の問題があるので、触らないんですけど。それでも猫との関係はそんなに悪くはないと思っています。

町内によっては大変なところもあると思います。でも、私は私のやってきたこの5年間の考え方からすると、ハードルは決して高くないです。ただただ、ひたすらハードルの数が仰山あるから面倒臭いですよ。はい。それだけです。

【パネリスト】

ここにハードルということが出ていて、まず3名以上の参加。これは、今おっしゃったように2名ぐらいにという、これは非常にいいことだなとまず思っております。それと、町内会の同意なんんですけど、これって別に全てが賛成とかじゃないですよね。

【事務局】

基本は町内会長さんの同意が最低限必要ということです。

【パネリスト】

そうですよね。ただ、私も彼女のときもそうですが、自分が町内会長のときやったみたいで、町内会長はもし本当にそんなことをやめてくれとかって言ったところで、じゃ、あなたは猫の問題についてどうなんですかとなったときに、本当に困っている方がいて、こういう方法がよくて、やっぱり長い目で見れば猫も減りますよということであれば、本当にかたくなに町内会長が反対されても、それはそれぞの保健センターで御相談して、対応しているんですけど、別にそんなに京都市もかたくなな頭で町会長さんの今年度のハンコがなければということではないのかなと。これは私の個人的な勝手な思いなんですけども、やっぱり困っている方がいて、現実にいい方法があって、それをやろうというまさに有志の方があるのであれば、これはどんどんやってあげればいいし、実行すればいいと思います。

それと、餌やりを行う許可された場所の確保。これっていうのは、私の町内に関しては、公園はございません。ガレージはあるんですけど、今、おっしゃったように、やつたら相当悲惨なことにもなるし、それはあえてやっておりません。結果的に私が言い出しちゃったり、私は動物愛護って、本当に犬も猫も大好きなので、自分の家に餌やりの場を確保しております。そこだけでどうかというのはわからないので、それこそ最初から決めるのではなくて、朝、ごみを出すとき、会ったおばちゃんにこんなことをしていて、猫がこうやけど、どうやろう、その、玄関は困らはるけど、ちょっとこここのところでも餌場として置かせてもらえへんやろうかというような、やっぱり地域のコミュニティーの中で増やせるのであれば増やせばいいし、かといって、そう猫はその餌を余り食べてくれないんですよ、実際。猫ちゃんというのは、御存じのように、虫は食べる、ネズミは捕まえてくるで、もちろん飼い猫だったらそれは飼い主さんに自慢げに持ってくると、おまえ、こんな汚いものは困るなというようなことが実際にはあります。餌のやり場に関しては、まずやっぱりまちねこ活動をやろうとされる方が同意する、やっぱりそこからスタートかなというふうに思います。

私としても、同じ意見で、決してハードルは高くはないし、やろうと思う志のある方が2人でも3名でもあれば、いくら町会長が反対しようが、よほど変人でない限りは大丈夫と私は思っているんですけどね。現実的にうちも10匹ぐらいいたのが、やはりもう本当に減ってきてまして、これは申しわけないけれども、ほかの地域に行っている可能性もないとは言われないんだけれど、そういう形が目に見えております。うちの地域にいた猫ちゃんがよそへ行って、そこでまた何かしているのか、ちょっとわからないけど、少なくとも去勢避妊した猫はそれ以上は産まないわけですから、やはりみんなが長い目で見て、努力する必要があるのかなというふうに思います。

【事務局】

ありがとうございます。ちょっと時間のほうが押しておりますので、この辺りにしたいと思うんですけれども、まちねこ活動の話をすごく長い時間をとってやらせていただきました。今回の条例、我々、野良猫に関しての思いとしましては、できるだけ野良猫という不幸な猫をこれ以上ふやさないこと、最終的には野良猫をゼロに持っていくことということを目標としています。条例の中では餌やり禁止ばかりが注目されていますけれども、本市の責務として、まちねこ活動、これを条例の中で規定しております。条例を根拠にこうした活動を行うのは、おそらく日本でも京都市だけだろうと思います。できるだ

けこうした活動を支援していきたいという気持ちも、この条例の中には表れていることを御理解いただきたいと思います。また、なかなか地域でまちねこを活動ができないとおっしゃっている方、今日のお話を少し参考にしていただいて、取組をしていただけたらなと思っているところでございます。

ちょっとお時間が押しておりますので、パネル討論はこの辺りにしたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。大変貴重な御意見をお聞かせいただいて、皆様もきっと御参考になったことだと思います。特に、実際、町内会などで体験されたお話、じっくりとお聞かせいただきましたので、きっと皆さんも御納得する部分があったのではないかと思います。

お話の中で、こちらが猫や犬に対して何をしたいかというのではなくて、猫のためにはどのようなことをあげるのが本当にいいのかということですね。そういう点を考えながら、これから私たちの行動もしっかりと想えていきたいと思いました。

それでは、最後に会場の意見聴取に移りたいと思います。これまでのお話の内容を踏まえまして、会場の皆様から御意見などをお伺いしたいと思います。時間に限りがございますので、御発言はお一人様3分までとさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

【会場発言に移行】

【参加者】

貴重な時間をいただきます。私は、伏見保健センターの衛生課のほうで勤務しております。行政の立場から本日お集まりの市民の方々の意見の、議論のきっかけとなればどうかと思いまして、ちょっと発言を先にさせていただきたいと思います。

まずは、皆さんも御存じのように、保健センターのほうでは犬猫のふん尿被害の御相談、苦情を受け付けているところなんですけども、猫に関しては、今のパネリストの先生方のお話にもあったと思いますが、2つ大きくあります。1つは集合住宅での敷地内での餌やりです。基本的には集合住宅というのは、皆さん、住んでおられる方が動物なんかを飼ってはいけないということで入居されているにもかかわらず、そういった野良猫を中心とした猫たちに敷地内で餌を与え続けている方があると。そういうことの苦情が来ております。

それと、2点目としては、まちねこ活動ということで、今も議論にありましたそういう活動をされている方がこの場所で餌付けをしたい、ふんの処理もしたいということでいろいろ活動をされているんですが、無秩序といいますか、条例にありますように、いろんなところで餌を与えることによって、非常に癖付けに障害を来しているという御相談があります。まちねこの活動の方はやはり餌の食べ方とかで病気にならないかなど、猫の管理をしたいと思われているにもかかわらず、いろんな方が餌を与えられることによって、それが阻害されているということで、御相談に来られるケースもありますので、そういう場合には保健センターではモラルとかルールにのっとったやり方をやってくださいということで、実際に迷惑のもとになっている方にお話をするんですが、なかなかモラルに頼っているのも限界がありまして、今回の条例というのは、そういった中で一石を投じるということで、非常に我々としても今後お話ししやすい部分はあろうかと思いますので、そのことも踏まえて、議論が活発にされればいいと思います。ちょっと行政の立場から先んじて発言させていただきました。どうもありがとうございました。

ざいました。

【参加者】

不幸な状況にある野良猫を減らしたいというのは、皆さん同じだと思うんです。それで、じゃ、なぜ餌をあげるかといったら、それはそこに飢えているかわいそうな野良猫がいるからあげるわけで、与えないと生きていけないという状況があるからです。

私は京都市で30年以上野良猫の「地域猫活動」をやっていますけども、20数年前は、京都市で7,000匹、京都府下で2万匹、猫の殺処分数は超えていました。それで、20数年前に私は京都市議会に請願をかけて、助成金制度というのをつくってもらったんですけども、野良猫には適用されないというちょっと焼け石に水みたいな制度だったので、やむを得ず私は自分の組織を始めることになったんです。

で、例えば、先月、2月は雨にもかかわらず205頭の手術をしました。そのうち、112頭がメスです。そのうち、39頭が妊娠して、胎児は207匹出てきました。先月手術しなければ207匹の子猫が生まれたことになるんです。それで、うちにはもう毎日たくさんの相談が寄せられます。

先月も、学校の前に子猫が捨てられて、それを町内の90何歳のおばあさんが御飯をあげていると。でも、その子猫は非常に栄養状態も悪くて、かわいそうな状態であるということで、お子さんがお母さんにお年玉もクリスマスプレゼントも要らないから、猫に御飯をあげて、おばあさんにあげてと、涙ながらに訴えるのを聞いて、お母さんは保健所に、どうか、まちねこ活動で手術してあげてくださいと電話しはったそうです。そうしたら、そのときの担当者が、おたく、その住民じゃないでしょうと、その一言で終わつたんです。そのお母さんが一生懸命捜し当てて、うちのほうに連絡があり、結局はその学校の近所のボランティアさんに頼んで、捕獲器を貸して、一晩で全部9匹捕まえてきはりました。9匹中6匹がメスで、そのうち4匹が妊娠していて、4匹の胎児が全部で17匹出てきました。先月、京都市が、保健所の方が、おたく住民じゃないでしょうと、放ったままにしておけば、17匹の子猫が生まれたんですよ。

つい先週なんかも、電話で相談された内容なんですけども、年末に明らかに箱に入れられた子猫4匹が捨てられたそうです。2、3箇月の子猫。それで、庭に住み着いたので、保健所に電話をしたら、餌をやらなければどこかへ行きますよと言われたそうです。その相談された方は心を鬼にして餌をあげなかつたそうです。12月といつたら本当にすごく雪が積もって、寒い日が続いてたときですよね、12月。数日で子猫2匹が植木鉢で丸くなつて死んでいたそうです。それで、どうしようもなくかわいそうになつて、結局、その子たちに御飯をあげ始めて、どんどん大きくなってきて、さあ、どうしようかと言つて、この前、先週、お電話の相談がありました。私はすぐに不妊去勢をして、インターネットはできますかと、子供ができますということで、里親を探すサイトを紹介しました。どうして年末に相談を受けたときに、アドバイスをしてあげられなかつたのか。これ、この条例の内容は、確かに迷惑をかけないような餌やり、それは当然だと思います。それで、この過料にしても、ここまでいくことないと思いますよ。私は個人的にはそんなに怖くない条例だと思います。

ただ、何でこういう不快感が募るかというと、動物愛護推進の条例とか、推進側のお話が全然出てこずに、センター設立に向けて、ばたばたと愛護憲章、モラルの土壤づくりみたいのができたと思ったとたんに、この規制ですよね。ですから、みんな慌てているんですよ。私も30年以上、「地域猫活動」をやっていて、相談に苦慮することもありますけれども、相談の一番ネックになっているのはお金なんですよ。ただで手術すると言つたら、ほとんどの方は了解されます。町内の同意も全員同意するわけ

はありません。隣近所、お向かい、裏、それぐらいの協力で手術をすれば、町内会で文句を言っておられた方も、変な話、猫って一、二年でほとんどなくなるんですよ。かわいそうなことですけど。本当に今まで苦情を言っていた方が、ありがとうございます。頑張ってねと言ってくれはります。それで、この処分頭数、毎月毎月、これは全部まちねこ活動のおかげというわけではないです。私たちの組織に持つてこられているボランティアさんの努力なんですよ。決してまちねこ活動のおかげだけで処分数や苦情が減っているわけではないんです。

それで、私はここ30年ぐらい「地域猫活動」をしていて、私たちの組織は20年ぐらいなんんですけど、もう既に3万頭以上の手術をしています。モラル、モラルとおっしゃいますけど、本当に減りました。捕獲して連れてこられる猫はみんな若いです。その学校で捨てられていた猫も6箇月ぐらいですよ。先日の鴨川に猫を捨てられて、保護をしたと近くの病院に連れていかはったら、まだ4箇月ぐらいなので不妊手術は不要、ワクチンから先にしなさいと言われたそうです。その相談があったときに、4箇月ぐらいだったら十分不妊手術ができるので、予約を入れてくださいと、不妊手術の予約を入れていただいたにもかかわらず、前日に子猫を産んだんですよ。

ちょっとね、獣医さんとか、保健所の方も含めて、危機感が余りにもないんじゃないかなと思います。4箇月で妊娠して、6箇月で産むんですよ。6箇月の兄弟猫4匹、メス2匹、オス2匹来たとき、メス2匹は乳飲み子を連れて、さらに2回目の妊娠をしている状態で来るんです。本当にね、恐ろしいほど増えるんですよ。手術をやってもやっても追いつかないぐらい。

でも、「地域猫」に関して言えば、手術をすれば確実に減ります。あっと言う間に減ります。にもかかわらず、どうしてこういうことが起きるのか。モラル、モラルとおっしゃいますけど、やはり指導する立場の側の対応というか、姿勢がものすごく大事なんじゃないでしょうか。本当にね、モラルがないというか、マナー違反で、生まれた子猫をどんどん捨てる方がたくさんいはります。本当にね、京都市内、京都府内、何百匹も捨てられていますよ、去年1年間で。

京都府警の方ともお話ししましたけど、去年の遺棄の検挙数はゼロです。動愛法があるからとおっしゃいますけど、動愛法は全然機能していませんよね。去年の年末、ようやく通達が出されて、街中でも餌をもらえないようなところに捨てられたら遺棄とみなすような通達がされて、やっとちょっと遺棄と認められるのかなと思いますけれども、やっぱり遺棄をさせない社会のムードづくりというのが大事だと思うんです。この愛護条例、京都府、これ、京都府はありますよね。立派なのが。でも、これ、京都府、京都市、一緒ですか。違いますよね。準ずるんですか。

【事務局】

府条例のほうについては、市内でも適用がございます。

【参加者】

今回、1月に見直しをされていますよね。府会議員のほうからよく意見を求められるんです、今回も。引き取り1匹につき2,000円が今度は6,000円に値上げするという話が出ているんですけど、どう思いますかとか。1回当たり10匹までの子猫引き取りに当たり2,000円が6,000円、どう思いますかと。そういう意見を伺いたいということで、つい先日もお電話をいただいたんですけど、私にしたら2,000円なんか安い、6,000円でも安いと思います。1万円以上で十分だと思うんですよ。ましてや、一腹じゃないですよね、10匹というのは。1匹につきとったっていいぐらいなんですよ。これから殺さないということを看板にしているわけですから、その餌代、里親に出すまでの餌

育料を逆に払ってもらつてもいいぐらいだと思うんですよ。だから、このバランスの悪さ。

【参加者】

ドッグトレーナーをやっています。犬のしつけを飼い主さんに指導しているという仕事をしているんですけれども、猫の飼い方について、やっぱりある程度はルールが必要なんじゃないかということは仕事を始めたときから常々感じていたことなんですが、私のその体験の一つをちょっとご紹介させていただくとして、左京区のある方から御相談をいただいたんですけども、猫がその町内に繁殖をしていて、犬の散歩をしているときに、それは大型犬だったんですが、その猫に反応してしまって、ものすごく引っ張ると、そういった御相談をいただいたんですね。飼い主さんは以前に肩を脱臼をされていたので、犬に強く引っ張られたために、仕事に1週間行けなかつたというふうな事例だったんです。車で来て、餌を置いて、どこかに行かれるという方がいるために、猫が繁殖をして、散歩のときに犬が反応する。犬を止めるというふうなことで指導に入らせていただいておりました。猫が繁殖するというきっかけというのは、実際、いろいろでしょうが、餌やりをする、あとはふん尿で被害を受けているというふうに、猫がそこに存在することでいろんな方がいろんな思いを抱えているという実情を目にしたんです。

それで、猫を嫌いになってほしくないというところが、私の根っこにあるので、猫と共生していくためにはどうしていったらいいか。今回の条例に係る話なんですけれども、最初条例の名称を見てすごく驚きました。猫が迷惑をかけているんじゃないかという、そういった名称になっていたので、私が思うのは、共生という言葉が入っていけばいいのにな、だったらみんなで一緒にそれについて考えられるんじゃないかという非常に大きな捉えができると思うんですね。そういった思いで、どういった条例のつくられ方を今までしてきたのかなということをちょっと見せていただきながら、きょう参加させていただいたんですけども、条例に関しては、中身はちょっと置いておいて、つくるということは非常にいいことだと思っております。

【参加者】

私も犬を飼っています。実は、他所から越してきて、こちらに来てから犬を飼ったんですけども、犬を通して町内の方々と顔見知りになるという機会が得られて、すごくいいきっかけになりました。その中で、京都市ってすごいなと思ったんですけど、町内会の仕組みがとてもよくできている。さっきパネリストの方がおっしゃっていたような一声かけて、みんなで運動会ひとつとっても、何か問題に直面したときに相談できる町内があるというのは、すごく誇るべきことだと思うんですけど、その仕組みがあるからこそ、この条例というのがうまく成り立つんじゃないかなと、私個人は思っていて、普通のそういう町内のつながりがないところでいきなりこの条例が出てきたときに、まちねこにしても、餌やりのルールにしても、どうしたらいいかと戸惑うところが、京都は初めからそういう町内のすごく強いきずながあるところなので、今回、パブリックコメントとかでそういう反対の御意見とかがあるというのを伺いながら、何で京都に住んでいてそれはもったいない、仕組みを何で使わないのかなというのを素朴に思いました。

【参加者】

まちねこ活動がすごく、ハードルが高くないと言われたんですけども、私の友人が1年半、まちねこ活動をやって、20匹以上をうまく順調に手術していたんですけども、隣の町内にたまたま猫が自宅の敷地内で死んでいるから、「あんたらがこんな変なことやるさかいにこんなことになるんやからやめ

て」と言って、中京区役所にどなり込んだ奥さんがいて、その人を普通は説得しなきやいけないのに、行政は1人の文句が出たからやめてくださいと言って、やめさせたという事例があります。そういうことはちょっとやめてほしいです。

それと、私も手術を受けさせようとして、捕獲するために餌付けしていたら、ある新聞社の社長の奥さんに全身に洗面器で水をぶっかけられて、その後、その社長から「出てこい」とどなって、脅迫電話があつて、ぶん殴ってやると言われて、パトカー騒ぎ、被害届も出しました。こういうときに推進員さんが間に入ってくれないかということと、こういう活動を京都市が推奨している活動をしていますという腕章をいただきたいと思っています。

その2つと、それと引き取りの、2,000円で引き取ってくれると聞きましたけれども、「ただでも引き取ってもらえるんやで」と、「ちょっとスゴんだったら引き取ってもうた」と言うおっちゃんが近所にいるので、そういうこともやめてほしいと思います。